

中小企業（組合・NPO 法人）を対象とした減免措置について（2019 年 4 月 1 日以降に審査請求をした場合）

2019 年 3 月

1. 対象者

（1）組合

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること（資本又は出資を有しない場合は（b）を除く）

（a）以下の表のいずれかに該当する組合・組合連合会・組合中央会であること

（b）大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※1

	組合
チ	• 企業組合
リ	• 協業組合
又	• 事業協同組合 • 事業協同小組合

	<ul style="list-style-type: none"> • 協同組合連合会
ル	<ul style="list-style-type: none"> • 農業協同組合 • 農業協同組合連合会
ヲ	<ul style="list-style-type: none"> • 漁業協同組合 • 漁業協同組合連合会 • 水産加工業協同組合 • 水産加工業協同組合連合会
ワ	<ul style="list-style-type: none"> • 森林組合 • 森林組合連合会
カ	<ul style="list-style-type: none"> • 商工組合 • 商工組合連合会
コ	<ul style="list-style-type: none"> • 商店街振興組合 • 商店街振興組合連合会
タ	<ul style="list-style-type: none"> • 消費生活協同組合 • 消費生活協同組合連合会

レ	<ul style="list-style-type: none"> • 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの • 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員を使用する者であるもの • 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの • 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの
---	--

[備考] 表中のチ～レに対応する者は、特許法施行令第10条第1号チ～レに該当する者である。

(2) NPO 法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）

以下の (a)、(b) いずれにも該当すること（資本又は出資を有しない場合は (b) を除く）

(a) 以下の「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること

(b) 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこと ※1

	業種	常時使用する 従業員数 ※2
ソ	以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種	300 人以下
	小売業	50 人以下
	卸売業又はサービス業	100 人以下
【備考】 表中のソに対応する者は、特許法施行令第 10 条第 1 号ソに該当する者である。		

※1 大企業（中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次のア、及びイ、のどちらにも該当していることを指します。中小企業は、[こちら](#)（特許法施行令第 10 条の「中小事業者」）を指します。

ア. 単独の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1/2 以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ. 複数の大企業（中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の 2/3 以上の株式又は出資金を有していないこと。

※2 常時使用する従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員・個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第20条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

(具体例)

- 日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。

(注) 1か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。

- 2か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

- 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

よくあるご質問

問1 どの業種に分類されるのかを判断する方法を教えてください。

答1 (1)まず、下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第13回)をご覧ください。分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

(2)次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf

(中小企業庁ホームページ)

<http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q4>より抜粋)

ただし、「ゴム製品製造業」、「ソフトウェア業又は情報処理サービス業」、「旅館業」については、以下のとおり、取り扱います。

- 「ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）」については、日本標準産業分類における中分類19（ゴム製品製造業）に該当する場合（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）を指します。
- 「ソフトウェア業又は情報処理サービス業」については、日本標準産業分類における中分類39（情報サービス業）に該当する場合を指します。

- 「旅館業」については、日本標準産業分類における中分類 75（宿泊業）に該当する場合を指します。

問 2 別業種に属する複数の事業を持つ場合は、どのように取り扱われますか。

答 2 別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。

問 3 中小企業（組合）を対象とした減免措置は、外国の出願人又は特許権者も適用対象になるのでしょうか？

答 3 要件を満たしていれば、外国の出願人又は特許権者も減免制度の適用対象になります。外国の出願人又は特許権者の要件は、以下のとおりです。

- ✓ 国内の出願人又は特許権者と同様の要件を満たすことの他に、組合に相当する者であることとして、以下の a. と b. いずれも満たしている必要があります。

a. 当該外国の法人の設立根拠法や当該外国の法人の定款などに、構成員の共同の利益の増進を目的とする旨及び特許法施行令第 10 条第 1 号チ～レに規定する組合等^{※1}の目的^{※2}に相当する目的を有する旨の定めがあること

b. 法人格を有すること

※1 特許法施行令第 10 条第 1 号チ～レに規定する組合等は、の「[1. \(1\) 組合](#)」の表中のチ～レに対応する組合等です。

※2 組合等の目的は各組合等の設立根拠法の第1条等（目的等）に規定されています。

問4 中小企業（NPO 法人）を対象とした減免措置は、外国の出願人又は特許権者も適用対象になるのでしょうか？

答4 要件を満たしていれば、外国の出願人又は特許権者も減免制度の適用対象になります。外国の出願人又は特許権者の要件は、以下のとおりです。

✓ 国内の出願人又は特許権者と同様の要件を満たすことの他に、NPO 法人に相当する者であることとして、以下の a. と b. いずれも満たしている必要があります。

a. 当該法人の設立根拠法や当該法人の定款などに、営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること

b. 法人格を有すること

2. 減免措置の内容

- 審査請求料 1/2 に軽減
- 特許料（第1年分から第10年分）1/2 に軽減

3. 減免申請方法

(1) 出願審査請求料の減免申請（単独出願の場合）

特許庁に出願審査請求書を提出する際に、出願審査請求書に【手数料に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載して、料金の減免申請を行います。

なお、減免申請時に減免申請書と証明書類を提出する必要はありません。

様式見本：出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書	
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【出願の表示】		
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	
【請求項の数】	1	
【請求人】*1		
【識別番号】	123456789	
【氏名又は名称】	○▼組合	
【代表者】	〇〇 〇〇	
	(印) 又は <table border="1"><tr><td>識別ラベル</td></tr></table>	識別ラベル
識別ラベル		
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	123456	
【納付金額】	〇〇〇〇〇	

【手数料に関する特記事項】*2

• **企業組合の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号チに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

• **協業組合の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号リに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

• **事業協同組合等の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号ヌに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

• **農業協同組合等の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号ルに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

• **漁業協同組合等の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号ヲに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

• **森林組合等の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号ワに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

• **商工組合等の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号カに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

• **商店街振興組合等の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号ヨに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

• **消費生活協同組合等の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号タに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- 酒造組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号レに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

- NPO 法人の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ソに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

(2) 出願審査請求料の減免申請（共同出願の場合）

減免を受ける者を含む共同出願の場合は、特許庁に出願審査請求書を提出する際に、

(1) 出願審査請求書の【請求人】欄に、減免を受ける者を含めて記載し、(2) 出願審査請求書に【手数料に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、(3) 出願審査請求書に【その他】欄を設け、正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載して、料金の減免申請を行います。

なお、減免申請時に減免申請書、証明書類及び持分を証する書面を提出する必要はありません。

様式見本：出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書	
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【出願の表示】		
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	
【請求項の数】	1	
【請求人】*1		
【識別番号】	123456789	
【氏名又は名称】	○▼組合	
【代表者】	〇〇 〇〇	
	(印) 又は <table border="1" data-bbox="983 1249 1171 1361"><tr><td>識別ラベル</td></tr></table>	識別ラベル
識別ラベル		
【請求人】*1		
【識別番号】	987654321	
【氏名又は名称】	▼○株式会社	
【代表者】	〇〇 〇〇	
	(印) 又は <table border="1" data-bbox="983 1617 1171 1729"><tr><td>識別ラベル</td></tr></table>	識別ラベル
識別ラベル		
【手数料の表示】		
【予納台帳番号】	123456	
【納付金額】	〇〇〇〇〇	

【手数料に関する特記事項】*2

• 企業組合の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号チに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 協業組合の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号リに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 事業協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヌに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 農業協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ルに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 漁業協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヲに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 森林組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ワに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 商工組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号カに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 商店街振興組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヨに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 消費生活協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号タに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 酒造組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号レに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• NPO 法人の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ソに掲げる者に該当する請求人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

【その他】*3

手数料の納付の割合○/○

*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【手数料に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 【その他】欄を設け、正規の納付金額に対する出願審査請求料の金額（減免を受ける者にあつては、その後の減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1/2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1/2 の場合、 $3/4 (= 1 \times 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ と記載してください。

(3) 特許料の減免申請（単独出願又は単独の権利者の場合）

特許庁に特許料納付書を提出する際に、特許料納付書に【特許料等に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載して、料金の減免申請を行います。

なお、減免申請時に減免申請書と証明書類を提出する必要はありません。

様式見本：特許料納付書（第1年分～第3年分の特許料を納付する場合）記載例

【書類名】	特許料納付書	
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	
【請求項の数】	1	
【特許出願人】*1		
【住所又は居所】	東京都××区▼▼1-1	
【氏名又は名称】	○▼組合	
【納付者】		
【識別番号】	123456789	
【氏名又は名称】	○▼組合	
【代表者】	〇〇 〇〇	
	(印) 又は <table border="1" data-bbox="995 1603 1182 1715"><tr><td>識別ラベル</td></tr></table>	識別ラベル
識別ラベル		
【納付年分】	第1年分から第3年分	
【特許料等に関する特記事項】*2	• 企業組合の場合	

特許法施行令第 10 条第 1 号チに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

- 協業組合の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号リに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

- 事業協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヌに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

- 農業協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ルに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

- 漁業協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヲに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

- 森林組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ワに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

- 商工組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号カに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

- 商店街振興組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号コに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

- 消費生活協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号クに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

• 酒造組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号レに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

• NPO 法人の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ロに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 123456
【納付金額】 ○○○○○

様式見本：特許料納付書（第 4 年分以降の特許料を納付する場合）記載例

【書類名】 特許料納付書
【提出日】 平成○○年○○月○○日
【あて先】 特許庁長官 殿
【特許番号】 特許第○○○○○○○○号
【請求項の数】 1
【特許権者】*1
【住所又は居所】 東京都××区▼▼ 1 - 1
【氏名又は名称】 ○▼組合
【納付者】
【識別番号】 123456789
【氏名又は名称】 ○▼組合
【代表者】 ○○ ○○

(印) 又は 識別ラベル

【納付年分】

第4年分から第6年分

【特許料等に関する特記事項】*2

• **企業組合の場合**

特許法施行令第10条第1号チに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• **協業組合の場合**

特許法施行令第10条第1号リに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• **事業協同組合等の場合**

特許法施行令第10条第1号ヌに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• **農業協同組合等の場合**

特許法施行令第10条第1号ルに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• **漁業協同組合等の場合**

特許法施行令第10条第1号ヲに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• **森林組合等の場合**

特許法施行令第10条第1号ヅに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• **商工組合等の場合**

特許法施行令第10条第1号カに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• **商店街振興組合等の場合**

特許法施行令第10条第1号ヨに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• **消費生活協同組合等の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号タに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• 酒造組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号レに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• NPO 法人の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ソに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 ○○○○○

*1 【特許出願人】及び【特許権者】欄には、【住所又は居所】又は【識別番号】欄、及び【氏名又は名称】欄を設けて記載してください。

*2 【特許料等に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

（４）特許料の減免申請（共同出願又は共有特許権の場合）

減免を受ける者を含む共同出願又は共有特許権の場合は、特許庁に特許料納付書を提出する際に、（１）特許料納付書の【特許出願人】又は【特許権者】欄に、減免を受ける者を含めて記載し、（２）特許料納付書に【特許料等に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申

請書の提出を省略する旨」を記載し、（３）特許料納付書に【その他】欄を設け、正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載して、料金の減免申請を行います。

なお、減免申請時に減免申請書、証明書類及び持分を証する書面を提出する必要はありません。

様式見本：特許料納付書（第１年分～第３年分の特許料を納付する場合）記載例

【書類名】	特許料納付書
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	1
【特許出願人】*1	
【住所又は居所】	東京都××区▼▼1-1
【氏名又は名称】	○▼組合
【特許出願人】*1	
【住所又は居所】	東京都■ ■区××1-1
【氏名又は名称】	▼○株式会社
【納付者】	
【識別番号】	123456789
【氏名又は名称】	○▼組合

【代表者】

〇〇〇〇

(印) 又は

識別ラベル

【納付年分】

第1年分から第3年分

【特許料等に関する特記事項】*2

・ 企業組合の場合

特許法施行令第10条第1号子に掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 協業組合の場合

特許法施行令第10条第1号リに掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 事業協同組合等の場合

特許法施行令第10条第1号又に掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 農業協同組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ルに掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 漁業協同組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ヲに掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 森林組合等の場合

特許法施行令第10条第1号ワに掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 商工組合等の場合

特許法施行令第10条第1号カに掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 商店街振興組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヨに掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分 ○/○)。減免申請書の提出を省略する。

- 消費生活協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号タに掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分 ○/○)。減免申請書の提出を省略する。

- 酒造組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号レに掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分 ○/○)。減免申請書の提出を省略する。

- NPO 法人の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号リに掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼組合 持分 ○/○)。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 ○○○○○

【その他】*3 特許料の納付の割合○/○

様式見本：特許料納付書（第 4 年分以降の特許料を納付する場合）記載例

【書類名】	特許料納付書
【提出日】	平成○○年○○月○○日
【あて先】	特許庁長官 殿
【特許番号】	特許第○○○○○○○○号
【請求項の数】	1
【特許権者】*1	
【住所又は居所】	東京都××区▼▼1-1
【氏名又は名称】	○▼組合

【特許権者】*1

【住所又は居所】 東京都 ■ ■ 区 × × 1 - 1

【氏名又は名称】 ▼○株式会社

【納付者】

【識別番号】 123456789

【氏名又は名称】 ○▼組合

【代表者】 ○ ○ ○ ○

(印) 又は

識別ラベル

【納付年分】 第 4 年分から第 6 年分

【特許料等に関する特記事項】*2

- **企業組合の場合**
特許法施行令第 10 条第 1 号子に掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- **協業組合の場合**
特許法施行令第 10 条第 1 号リに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- **事業協同組合等の場合**
特許法施行令第 10 条第 1 号又に掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- **農業協同組合等の場合**
特許法施行令第 10 条第 1 号ルに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- **漁業協同組合等の場合**
特許法施行令第 10 条第 1 号ヲに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- **森林組合等の場合**

特許法施行令第 10 条第 1 号ワに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 商工組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号カに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 商店街振興組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ヨに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 消費生活協同組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号タに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• 酒造組合等の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号レに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

• NPO 法人の場合

特許法施行令第 10 条第 1 号ソに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼組合 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 ○○○○○

【その他】*3 特許料の納付の割合○/○

*1 【特許出願人】及び【特許権者】欄には、【住所又は居所】又は【識別番号】欄、及び【氏名又は名称】欄を設けて記載してください。また、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【特許料等に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 【その他】欄を設け、正規の納付金額に対する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その後の減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載してください。例えば、出願人（特許権者）A と出願人（特許権者）B の持分がそれぞれ 1/2 で、出願人（特許権者）A は軽減なし、出願人（特許権者）B の軽減率が 1/2 の場合、 $3/4 (= 1 \times 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ と記載してください。

[トップへ](#)

[更新日 2019年3月27日]

お問い合わせ

審査請求料の減免申請に関するお問い合わせ先

特許庁審査業務部審査業務課方式審査室

(国際出願以外)

電話：代表 03-3581-1101 内線 2616

[お問い合わせフォーム](#)

(国際出願)

電話：代表 03-3581-1101 内線 2644

[お問い合わせフォーム](#)

特許料の減免申請に関するお問い合わせ先

特許庁審査業務部審査業務課登録室

電話：代表 03-3581-1101 内線 2707

[お問い合わせフォーム](#)

手続等一般的なお問い合わせ先

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 相談担当

電話：代表 03-3581-1101 内線 2121～2123

[お問い合わせフォーム](#)

この記事及び減免制度全般に関するお問い合わせ先

特許庁総務部総務課調整班

電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

[お問い合わせフォーム](#)